独 立 役 員 届 出 書

1．基本情報

会社名	アルピコホールディングス株式会社	コード	297A
提出日	2026/5/20	異動（予定）日	2026/6/24
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため		
☑ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１）			

2．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	赤廣　三郎	社外取締役	○													○		有
2	堀越　倫世	社外取締役	○													○		有
3	林　一樹	社外監査役	○													○		有
4	内川　小百合	社外監査役	○										○					有

3．独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※４）	選任の理由（※５）
1	該当事項なし	赤廣三郎氏は、松本市の観光行政に携わり、観光行政に関する専門知識及び幅広い経験を有していること等から、客観的で高度な視点から当社経営全般の監督と適切な助言をいただけるものと判断し、同氏を社外取締役に選任しております。 また、同氏と当社との間には特別な利害関係はなく、東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく独立性を有しているものと判断するため、同氏を独立役員として指定いたします。
2	該当事項なし	堀越倫世氏は、税理士の資格を有し、税務に関する高度な専門知識及び幅広い経験を有していること、長年に亘り堀越倫世税理士事務所の所長を務められ、2024年にアスター税理士法人を設立し代表社員税理士に就任する等、豊富な経験と幅広い見識を有していること等から、客観的で高度な視点から当社経営全般の監督と適切な助言をいただけるものと判断し、同氏を社外取締役に選任しております。 また、同氏と当社との間には特別な利害関係はなく、東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく独立性を有しているものと判断するため、同氏を独立役員として指定いたします。
3	該当事項なし	林一樹氏は、弁護士の資格を有し、長野県弁護士会会長を務められ、法務全般への高度な専門知識及び弁護士として培われた幅広い経験を有していること等から、客観的で高度な視点から経営全般の監督と適切な助言をいただけるものと判断し、同氏を社外監査役に選任しております。 また、同氏と当社との間には特別な利害関係はなく、東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく独立性を有しているものと判断するため、同氏を独立役員として指定いたします。
4	内川小百合氏が学校長を務めている学校法人秋桜会丸の内ビジネス専門学校に対して、当社グループは研修等に関する取引がありますが、当該取引における同法人との取引額は僅少であり、かつ取引条件は一般の取引と同様に決定されていることから、同氏の独立性に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。	内川小百合氏は、学校経営に携わり、企業実務に関する豊富な経験および知見を有していること等から、客観的で高度な視点から経営全般の監督と適切な助言をいただけるものと判断し、同氏を社外監査役に選任しております。 また、同氏と当社との間には特別な利害関係はなく、東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく独立性を有しているものと判断するため、同氏を独立役員として指定いたします。

4．補足説明

（独立役員の独立性判断基準）
以下に定めるいずれの事項にも該当しない場合、当該社外役員は当社に対する独立性を有しているものと判断しています。
① 当社グループの業務執行者又は過去10年間において当社グループの業務執行者であった者
② 当社の主要株主（総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者）又はその業務執行者
③ 当社グループが総議決権の10%以上の議決権を保有している者又はその業務執行者
④ 当社グループの主要な取引先又はその業務執行者
⑤ 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
⑥ 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家等（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
⑦ 当社グループから多額の寄付又は助成を受けている者（当該寄付又は助成を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の業務執行者）
⑧ 当社グループの業務執行者を役員に選任している会社の業務執行者
⑨ 上記②～⑧のいずれかに、過去３年間において該当していた者
⑩ 上記①～⑨のいずれかに該当する者の配偶者又は二親等内の親族

（注）１．「業務執行者」とは、執行役もしくは業務執行取締役又は執行役員もしくは部長格以上の管理職にある使用人をいう。
２．「主要な取引先」とは、以下のいずれかに該当する者をいう。
①直近事業年度において、その者の年間連結売上高の２%以上の額の支払いを、当社グループから受けた者
②直近事業年度において、当社グループの年間連結売上高の２%以上の額の支払いを、当社グループに行った者
③当社グループが借入を行っている金融機関であって、その借入残高が当社の事業年度末において当社の連結総資産の２%以上の額の者
３．「多額」とは、直近事業年度において、個人の場合は年間1千万円以上の額をいい、法人、組合等の団体の場合は、当該団体の連結売上高もしくは年間総収入額の２%以上の額をいう。

※１　社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※２　役員の属性についてのチェック項目
　　a.　上場会社又はその子会社の業務執行者
　　b.　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
　　c.　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
　　d.　上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
　　e.　上場会社の兄弟会社の業務執行者
　　f.　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
　　g.　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
　　h.　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
　　i.　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
　　j.　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
　　k.　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
　　l.　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
　　以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※３　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
　　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※４　a～ｌのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※５　独立役員の選任理由を記載してください。
※６　独立役員を１名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を１名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。